カルタヘナ議定書第５回国別報告書（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について

１．意見募集方法の概要

（１）意見募集の周知方法

・電子政府の総合窓口［e-Gov］への掲載

・記者発表

（２）意見提出期間

令和７年 11 月 27 日（木）～同年 12 月 26 日（金）

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口［e-Gov］の意見提出フォーム又は郵送

（４）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

３．意見募集の結果

意見提出数　　１　件

４．御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

（別紙）

「カルタヘナ議定書第５回国別報告書（案）に関する意見募集（パブリック・コメント）について」に対して寄せられた
御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・質問55.「先住民族及び地域コミュニティの関連する伝統的知識」への考慮にNOと答えているが、日本にはアイヌ、琉球や在日朝鮮人コミュニティなど、多くの民族コミュニティが存在しているはず。 議定書に沿う様、施策を改めるべきだ。 ・また、質問77.緊急措置の手段が無いのも問題だ。LMOほかバイオセーフティにかかった事例が「ゼロ」という回答が多いが、追跡体制が無いのにどうして把握しているのか、書類だけでの審査で終わっているのではないかと疑念を抱く。 ・質問155.b生物多様性への保全努力、不参加、他設問に対する	頂いた御意見のうち２点目について、御指摘の緊急措置の手段（質問73.）につきましては、本報告書案を関係省庁と調整した段階では、我が国管轄下での放出が意図しない越境移動を引き起こすか、又は引き起こす可能性がある場合の措置については、政府が関係国及びバイオセーフティに関する情報交換センター等への通報に対応することとなっていることから、「Yes」と回答することとしていたところですが、本意見募集の資料作成時に記載修正漏れとなっておりました。 御指摘いただきありがとうございました。 また、遺伝子組換え生物等に関する事故時の措置は次のとおり講じています。 ・国内実施法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）第11条に基づき、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者は、事故の発生により当該遺伝子組換え生物等について法第４条に基づき承認された第一種使用規程に従うことができない場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならないこととなっています。 ・また、遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について法第12条の主務省令で定める拡散防止措置又は法第13条に基づく確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならないこととなっています。 御指摘のLMOほかバイオセーフティに係る事例の追跡体制については、以上の措置により把握しています。 その他、頂いた御意見のうち１点目及び３点目については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

	国際協力体制の欠如など、国の上意下達の体制になっている事がうかがえる。これも改めるべきだろう。	

※　今回意見公募手続に付したカルタヘナ議定書第５回国別報告書（案）に関する御意見について、その回答を掲載しています。